

# 移住者居住支援事業補助金（市外からの転入者対象）

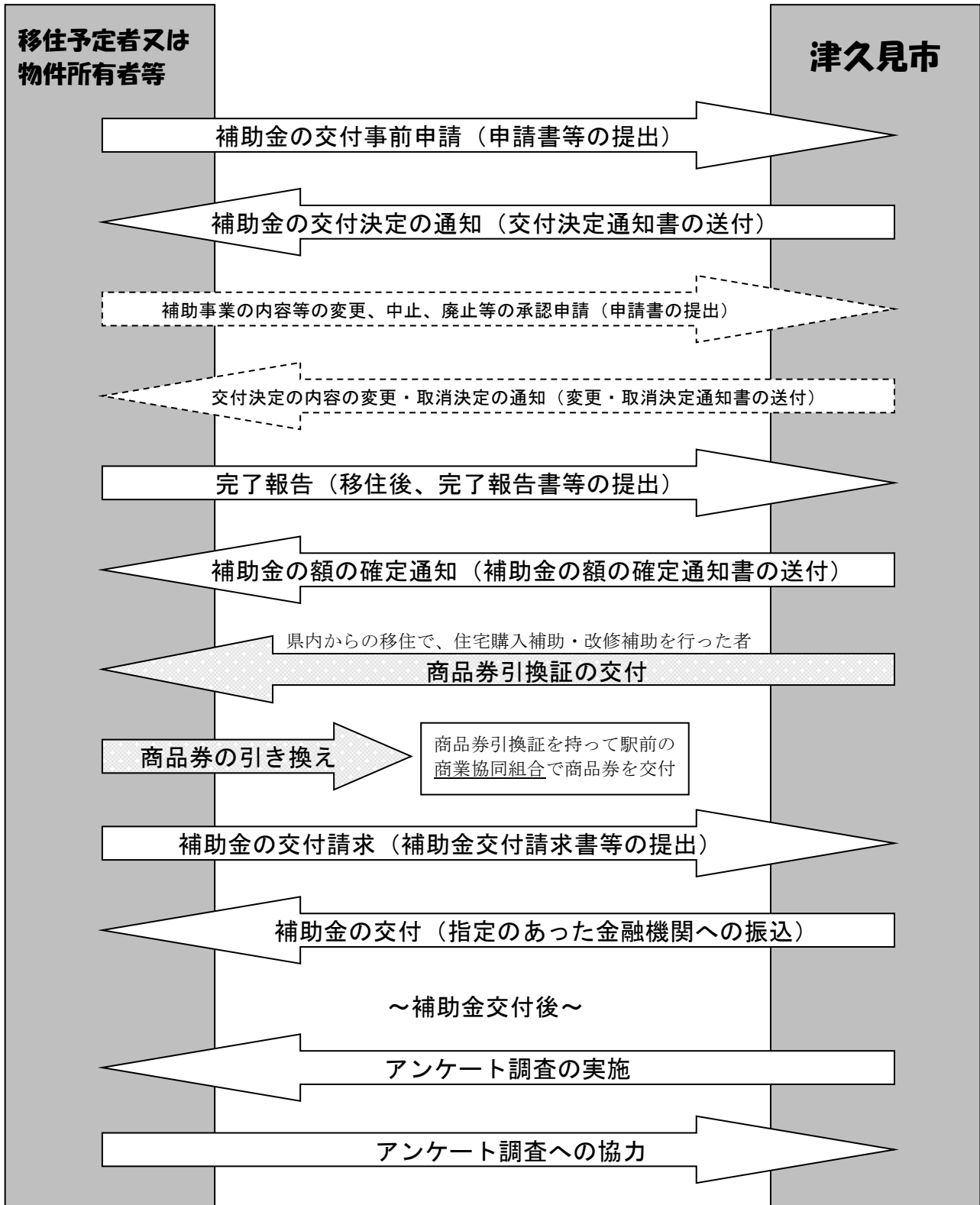
平成 30 年 4 月 1 日以降に事前申請を行い、市外から津久見市へ転入を届け出た方、かつ申請時において 65 歳未満の方（5 年以内に市外への転出の可能性が高い転勤者、大学・各種専修学校への入学者などの就職、転勤、進学等により転入する者を除く）に下記の補助金を交付します。※交付決定通知後に事業着手及び完了した事業が対象

対象	補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
購入 賃貸 空き家	仲介手数料 補助	移住予定者又は 物件所有者等	不動産の賃貸借又は売買契約 に要する仲介手数料（宅地建 物取引業者による仲介を受け た場合の仲介手数料）	10/10	5 万円 /物件
空き家	家財処分補助	移住予定者又は 物件所有者等	空き家バンク登録物件及びそ の敷地内に散在する家財等の 撤去、処分費用（処分業者等 を利用した際の実費）	10/10	10 万円 /物件
新築 購入 空き家	新規建設・ 住宅購入補助	移住予定者	新規の住宅建設費用又は住宅 購入費用	10/10	100 万円 /物件
購入 空き家	改修補助	移住予定者又は 物件所有者等	中古住宅又は空き家バンク登 録物件に居住するために必要 な改修費用（住宅改修を行う 業者等を利用した際の実費で あり、改修費用が 30 万円以 上のものに限る）	2/3	100 万円 /物件
新築 賃貸 空き家	引越補助	移住予定者	住居移転に必要な引越し費用 （運送業者等を利用した際 の実費）	2/3	20 万円 /世帯
新築 賃貸 空き家	移住奨励金	移住を完了した 者	—	—	10 万円 /世帯

下記補助要件のすべてを満たす方が補助対象となります。

- 市内に住所を有しておらず、市外に 1 年以上居住している者であること。
- 申請日において、満 65 歳未満の者であること。
- 津久見市への転入後、市内に 5 年以上生活の拠点を置くことが誓約できること。
- 津久見市への転入後、自治会へ加入すること。
- 津久見市への転入後、市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。
- 物件所有者等が家財処分又は住宅の改修を行う場合は、上記 4 つの要件を満たした移住予定者と賃貸借契約を締結済みであること。
- 補助金申請者の世帯員全員が市区町村税を滞納していないこと。
- 補助金申請者の世帯員全員が生活保護等を受けていないこと。
- 住宅を賃借する移住予定者が住宅の改修を行う場合は、改修に対する物件所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄について確認ができること。
- 移住予定者と物件所有者等が 3 親等以内でないこと。  
※ただし、3 親等以内の関係にある者が、移住してくる者のために、新たに新築・購入・または空き家等の改修をし、移住予定者がその移住に居住場合は、その限りではない。
- 移住（予定）者、物件所有者等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- 年度内に補助金の交付の対象となる事業が完了し、転入すること。

【手続きの流れ】



※ 購入…建売・中古、賃貸…アパート等、空き家…購入、賃貸

※ 住宅購入補助と改修補助を併用する場合は、1物件あたりあわせて100万円が限度となります。また、県内からの移住者に対しては、住宅購入補助と改修補助に係る補助額の2分の1相当額を津久見商業協同組合が発行する商品券で交付する。

※ 補助要件を欠いたとき、又は偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたときは、交付の決定が取り消されますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】 津久見市役所 商工観光・定住推進課

電話：0972-82-2655 / E-mail: tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp